

○福岡県荒廃森林整備事業の活用実績について

年度	森林調査 (ha)	森林整備 (ha)			協定件数
		旧久留米地区	田主丸地区	合 計	
H30	331.68	0	0	0	0
H31	205.04	20.42	0	20.42	40
合計	536.72	20.42	0	20.42	40

○福岡県荒廃森林整備事業の実施手順について

- ①久留米市（業務委託）が対象森林を調査します。
※森林法第5条に該当する森林のみが対象です。
- ②調査を行った結果、対象森林として認められた場合、久留米市の計画に基づき森林所有者に案内文を送ります。
- ③同意を得られた場合は、久留米市と森林所有者で事業実施に関する協定を締結します。
- ④協定に基づき久留米市（業務委託）が間伐等を実施します。
- ⑤業務完了後、実施結果を森林所有者に通知します。
- ⑥森林所有者は、協定期間満了まで協定内容を遵守していただきます。